

東京都に意見書を出しましょう

換地に対し多くの意見書が出たため、市は「事業計画の変更」を余儀なくされました！

平成 20 年の第 1 次換地設計案には 580 名もの意見書が提出されるなど、多くの意見書が提出されたため、羽村市は事業計画の変更を余儀なくされました。

事業計画変更(案)に反対の意見書を書こう 事業費年間 59 億円！ 不可能な計画です

事業計画変更(案)が出されました。道路の新設や巾、公園の面積などを変更した時は法令上、住民に示し意見を聞かなければならなからです。

発表された変更案は、多くの反対や見直しの意見書を無視して決めた換地設計案を基にした碁盤の目の道路網です。

そして、大幅な遅れにもかかわらず、事業期間は平成 33 年まで。事業費は 355 億円 370 億円に増額され、年間約 30 億円～ 60 億円の市費負担です。実現不可能な計画で市民を欺いているとしか思えません。

今後、事業期間、事業費をずるずると引き延ばすことが予想されます。住民合意もない無責任な計画で今後、何十年も縛り続けられたら、たまったものではありません。変更案反対の意見書で、事業反対の意思表示をしましょう。

事業計画変更(案)の縦覧 (変更資料が公開される期間と場所)

- ・ 期間：11月5日(火)～11月18日(月) 午前8時30分～午後5時15分まで
- ・ 場所：羽村駅西口土地区画整理事務所(都営住宅横)は、土・日曜日も公開。(1枚10円でコピーできます。市役所でも月曜から金曜は閲覧できる。)
- ・ 縦覧資料は、事業計画書 A4 26 ページと地図 4 枚(設計図、区域図等)
- ・ 意見書の締め切りは 12月2日(月) です。(郵送は12月2日、当日消印有効)

* 反対の会で縦覧資料を用意しました。詳しくご覧になりたい方は、お渡し致しますのでご連絡ください。(常時、山崎市議事務所にあります)

今回の意見書は法に定められた重要な物です

アパートや借家にお住まいの方も区画整理の影響を被ります。意見書を書きましょう！

アパートや借家にお住まいの方も、この区画区整理事業で移転の為に引越・仮住まい。そして減歩（土地が平均 22.27 %、市により没収される）により駐車場が減らされたり、建物や家賃に影響が出る事が考えられます。

事業計画変更(案)に寄せられた意見

区画街路・公園変更の問題（11月1日、まちなみ39号の 変更対象図）」

- ・ 変更で区画街路がなくなり、34、66、80 街区等が巨大な街区となり、道路に出るために大回りをしなければならなくなった。とても不便で危険。
- ・ 新奥多摩街道より東側にあった防災のためと説明していた大きな第 2 号、第 3 号公園が変更のため分散し、大きな公園がなくなった。その上、22 %以上の減歩で各家の庭や緑が減少するため防災上危険が増加した。
- ・ 新奥多摩街道より東側にあった大きな公園が変更により消滅し、そして現在、既に緑の多い崖線地域に公園や緑地が集中した。緑地や公園の配置バランスが悪い計画図となった。
- ・ 現在の道路率は既に 14 %ある。当初計画では道路率が 29.2 %に上がり、住環境の悪化が問題だったが、今回の変更で 29.6 %と更に増えて、閑静な住環境の破壊がより増加した。道路だらけの「まち壊し事業」だ。
- ・ 街区道路の変更で駅から遠くなった、不便になり、照応しなくなった。
- ・ この地域には防災上大切な緊急使用指定井戸が 13 箇所あり住民が大切にしているが、1 個を残し全てが換地の宅地に組み込まれ保存は難しい。防災上、井戸の重要性が叫ばれる中、時代に逆行している。
- ・ 変更図にはポケットパークという小さい公園が随所にあるが、換地がうまくできず余った土地をただポケットパークとしたようで公園として機能しない。
- ・ 平均減歩率が変更されたが、約 3 万 5 千㎡の先行取得地でもっと減歩率や清算金を下げられるはずだ。ところが、事業管理用地という使用不明の小さな土地として、約 25 箇所にはばらまいた。このような計画図はズサンであるとともに権利者の負担を軽減せず、さらに不公平感を発生させる。（隣接地の地権者に売ることが出来る）

資金計画変更の問題

西口区画整理に使う羽村市費

(百万円以下四捨五入)

| | | | | |
|-----------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 1 億 8 千万円 | 5 億 3 千万円 | <u>26 億</u> 1 千万円 | <u>49 億</u> 2 千万円 | <u>59 億</u> 1 千万円 |

| | | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-----------|-------------|
| 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 合 計 |
| <u>52 億</u> 5 千万円 | <u>27 億</u> 7 千万円 | <u>12 億</u> 7 千万円 | 6 億 3 千万円 | 255 億 8 千万円 |

合計額は平成15年度～24年度迄の10年間の使用額(約15億円)が含まれている。

- ・現在の財政状況では、区画整理にかける市費は年間 2 億円～ 3 億円だが、年間 50 億円を使う資金計画案は、帳尻合わせで市民を欺くものだ。年間予算総額 200 億円の 25 % 以上に当たるお金の捻出は、財政計画の裏付けが全くなく、膨大な借金を抱え込むことになり、夕張の二の舞になりかねない。
- ・羽村市の年間の税収は約 100 億円。西口区画整理に年間 30 億、40 億、50 億円を使うこと自体が無謀。財政は逼迫しており、これに追い打ちを掛け財政破綻を招く事業は止めて、現道を活かしたお金をかけない住民負担の少ない事業にすべきだ。
- ・羽村市の財政力は落ち、現在交付団体だ。総事業費が 355 億円でも巨額すぎるが、今回の変更で 370 億円に変更された。羽村市負担金は 14 億 2500 万円の増加で益々、無理な事業であることが判明した。事業は即刻中止すべきだ。

その他

- ・変更案は、多くの住民の反対や見直しの意向を無視したもので、平成 14 年 12 月に行われた東京都の都市計画審議会が附した「事業の実施に当たっては関係住民にさらに十分説明を行い円滑な施行を図ること」という決議違反だ。
- ・歴史的に閑静な住宅地に広すぎるモノレール道路を前提に造られた道路網は住民の安全、快適、便利を奪うだけでなく、減歩や清算金の負担が大きすぎる。

事業計画変更(案)の意見書を一緒に書きましょう

11月17日(日) 夜7時30分～9時 山崎市議事務所

11月23日(土) 夜7時30分～10時 本町会館1階会議

上記時間が合わない場合は、いつでも山崎市議事務所(ダイソー横道路の5軒目 ☎555-5098)で対応します。(右表の連絡先にお電話下さい)

意見書の書き方（決められた様式はありません）

- 意見書は地権者だけでなく住民、市民以外でも、また何枚でも提出出来ます。
- 書いた年・月・日（平成25年11月5日～12月2日の間のものが有効）
- 宛先：東京都知事 猪瀬直樹様
- 題：「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業計画変更(案)に関する意見書」とか「羽村駅西口区画整理事業計画変更(案)に関する意見書」等（事業名が解ればよい）
- 住所と氏名（本人の意志による意見書であれば、押印は必須ではないとのこと）
- 意見：（事業計画変更に関する内容）「事業計画変更案に反対」を必ず書きましょう。
- 最後に「口頭意見陳述を希望します」と書きましょう。
（H14年の事業計画決定時には、410名の意見陳述の希望が出たため、都の職員が羽村の旧福祉会館に出向き、5つの個室に別れ3日をかけ意見聴取しました。）
- 反対の会の意見書を使用した場合、意見陳述を希望しない方は線で消して下さい。

意見書提出について

1、反対の会がまとめて東京都へ提出します

下記ポストに12月1日（日）までに投函して下さい

意見書の回収ポスト、電話連絡先

| | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 下一夫 羽東1 | 佐藤茂次 羽東1 | 浅井新太郎 羽東1 | 山崎陽一 羽東2 |
| 屋敷和子 羽東2 | 島田俊男 羽東1 | 島谷晴朗 羽東1 | 秋山純子 羽東2 |
| 野充子川崎1 | 古屋明弘 川崎4 | | |

2、ご自分で東京都へ提出する場合

- 提出先：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都都市整備局 市街地整備部 区画整理課
 - 直接持って行かれる方：都庁第二本庁舎19階です
- （出来ましたら反対の会等にコピー、または提出したことをご連絡ください）

「羽村駅西口区画整理反対の会」ホームページで全国に発信。ご覧下さい

